

「遺言書の基礎知識」

< 2. 遺言書に書けること >

f. 祭祀に関する権利の承継

○遺言できること

遺言で祖先の祭祀を主宰すべき者を定める事ができます。

○規定された法律

民法（第八百九十七条第一項）

○こんな方へお勧め

自分の死後、系譜、祭具及び墳墓の所有権を主宰する者を指定したい。
しかし、生前には指定したくないという方。

○補足

「祭祀に関する権利の承継」の順番

- ①被相続人の指定する者が承継する。
- ②慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。
- ③慣習が明らかでないときは、家庭裁判所が定める。

遺言書に書く場合は、上記の①に該当します。

尚、①は、遺言以外での指定も可能です。